

(趣旨)

第1条 この規則は、中城北中城消防組合火災予防条例(昭和53年条例第20号。以下「条例」という。)第49条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(標識及び表示板)

第2条 条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第1項第5号及び第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第17条第3号、第23条第2項及び第4項、第31条の2第2項第1号、第33条第3項、第34条第2項第1号並びに第39条第4号に規定する標識及び表示板の規格は、別表によるものとする。

(指定催しの指定等)

第2条の2 消防長は、条例第42条の2第1項の規定による指定催しの指定をしたときは、同条第3項の規定に基づき、指定催しの指定通知書(様式第15号)により通知するものとする。

2 条例第42条の3第2項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書(様式第16号)によるものとする。

(防火対象物の使用開始の届出)

第3条 条例第43条に規定する防火対象物の使用開始の届出は、防火対象物使用開始届出書(様式第1号)によるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第4条 条例第44条に規定する火を使用する設備等の設置の届出は、次の各号に定める届出書によるものとする。

(1) 条例第44条第1号から第8号の2までに掲げる設備 炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、簡易サウナ設備、一般サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機設置届出書(様式第2号)

(2) 条例第44条第9号から第13号までに掲げる設備 変電設備、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備、蓄電池設備設置届出書(様式第3号)

(3) 条例第44条第14号に掲げる設備 ネオン管灯設備設置届出書(様式第4号)

(4) 条例第44条第15号に掲げる設備 水素ガスを充填する気球の設置届出書(様式第5号)

(火災と紛ぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第5条 条例第45条に規定する火災と紛ぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、次の各号に定める届出書によるものとする。

(1) 条例第45条第1号に掲げる行為の届出書(様式第6号)

(2) 条例第45条第2号に掲げる行為の届出書(様式第7号)

(3) 条例第45条第3号に掲げる行為の届出書(様式第8号)

(4) 条例第45条第4号に掲げる行為の届出書(様式第9号)

(5) 条例第45条第5号に掲げる行為の届出書(様式第10号)

(6) 条例第45条第6号に掲げる行為の届出書(様式第10号の2)

(消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等の指定及び届出)

第6条 条例第45条の2第1項の規定により、消防長が消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして指定する洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(以下「洞道等」という。)は、通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理のため通常、人が出入りすることのできるもので、次の各号に掲げるものとする。

(1) 洞道その他これらに類する地下の工作物(以下「地下の工作物」という。)でその長さ(洞道と地下の工作物が接続するものにあっては、その長さの合計)が50メートル以上のもの

(2) 共同溝(共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律第81号)第2条第5項に規定する共同溝という。以下同じ。)並びに共同溝に接続する洞道及び地下の工作物

(3) 前2号に掲げるもの以外で消防長が特に必要と認める洞道等

2 条例第45条の2第2項に規定する重要な変更とは、前項に規定する洞道等の経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去、通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその変更その他安全管理対策等の大幅な変更等とする。

3 条例第45条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定洞道等の届出は、指定洞道等届出書(様式第11号)によるものとする。

4 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第45条の2第2項において準用する同条第1項の規定による届出にあっては、変更する事項以外の事項に係る図書の添付を省略することができる。

(1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置を記載した経路概略図

- (2) 指定洞道等の内部に敷設され、又は設置されている通信ケーブル等、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備、排水設備、防水設備、金物設備その他の主要な物件の概要書
- (3) 指定洞道等の内部における火災に対する次に掲げる事項を記載した安全管理対策書
 - ア 通信ケーブル等の難燃措置に関すること。
 - イ 火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理及び喫煙管理等手火防止に関すること。
 - ウ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供等に関すること。
 - エ 職員及び作業員の防火上必要な教育訓練に関すること。
 - オ その他安全管理に関すること。

(指定数量未満の危険物等の届出)

第7条 [条例第46条](#)に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出等は、次に定める届出書によるものとする。

- (1) 少量危険物、指定可燃物の貯蔵又は取扱い届出書([様式第12号](#))
- (2) 少量危険物、指定可燃物の貯蔵又は取扱い廃止届出書([様式第12号の2](#))
(タンクの水張検査等)

第8条 [条例第47条](#)の規定による検査の申出は、少量危険物、指定可燃物タンク検査申出書([様式第13号](#))によるものとする。

- 2 当該検査に適合したものは、タンク検査済証([様式第14号](#))を交付するものとし、当該タンクには副のタンク検査済証(プレート)([様式第14号の2](#))を貼付するものとする。
(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容等)

第9条 [条例第48条第3項](#)の規定による公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく[条例](#)で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備が設置されていないと認められたものとする。

- 2 [条例第48条第1項](#)の規定による公表の対象となる違反の内容は、[前項](#)の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。
(公表の手続)

第10条 [条例第48条第1項](#)の規定による公表は、[前条第1項](#)の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことが確認できるまでの間、消防本部ホームページへの掲載により行う。

- 2 [前項](#)に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) [前条第2項](#)に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
 - (2) [前条第2項](#)に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)
 - (3) その他消防長が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年規則第2号)

この規則は、平成2年5月23日から施行する。

附 則(平成4年規則第4号)

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の様式は、平成7年3月31日までの間は、従前の様式によることができるものとする。

附 則(平成11年規則第4号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第1号)

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第5号)

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成31年規則第1号)

この規則は、平成32年4月1日より施行する。

附 則(令和元年規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、様式の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第8号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和8年規則第1号)

(施行期日)

この規則は、令和8年3月31日から施行する。

別表(第2条関係)

規制事項		寸法		色	
根拠条文	標識類の種類	幅cm	長さcm	地	文字
第8条の3第1項 及び 第3項 第11条第1項第5号 及び 第3項 第11条の2第2項 第12条第2項 及び 第3項 第13条第2項 及び 第4項	燃料電池発電設備 変電設備 急速充電設備 発電設備 蓄電設備 である旨の標識	15以上	30以上	白	黒
第17条第3号	水素ガスを充てんする気球の掲揚場所の立入を禁止する旨の表示	30以上	60以上	赤	白
第23条第2項	「禁煙」「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」と表示した標識	25以上	50以上	赤	白
第23条第4項	「喫煙所」と表示した標識	30以上	10以上	白	黒
第31条の2第2項第1号 第33条第3項 第34条第2項第1号	危険物 指定可燃物 を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識	30以上	60以上	白	黒
第31条の2第2項第1号 第33条第3項 第34条第2項第1号	危険物 指定可燃物 の品名、最大数量を掲示した掲示板	30以上	60以上	(※注)	
第39条第4号	定員表示板	30以上	25以上	白	黒
第39条第4号	満員札	50以上	25以上	赤	白

(※注) 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第18条第1項第3号及び第5号の例によること。

[様式第1号\(第3条関係\)](#)

様式第1号(第3条関係)

防火対象物使用開始届出書

①

年 月 日 中城北中城消防本部消防長 様 届出者 住所 氏名 電話					
所在地	電話				
名称		主要用途			
建築確認年月日			建築確認番号	第 号	
※ 消防同意年月日			※ 消防同意番号	第 号	
工事着手 年 月 日		工事完了(予定) 年 月 日		使用開始(予定) 年 月 日	
他の法令による許可					
敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
収容人員数			公開時間又は 従業員時間		
屋外消火栓、動力消防ポンプ、消防用水の概要					
その他の必要な事項					
※ 受付欄		※ 経過欄			

防火対象物棟別概要(第 号)	用 途			構 造				
	種類 階別	床面積 ㎡	用 途	消防用設備等の概要				特殊消防 用設備等 の 概 要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施 設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 2 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに防火対象物棟別概要追加書類(様式第1号の2)に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 5 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書(消火器具、避難器具等の配置図を含む。)を添付すること。

様式第1号の2(第3条関係)

防火対象物棟別概要追加書類(A4)

防火対象物棟別概要(第号)	用 途		構 造					
	種類 階別	床面積 ㎡	用 途	消 防 用 設 備 等 の 概 要				特殊消防 用設備等 の 概 要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施 設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							
防火対象物棟別概要(第号)	用 途		構 造					
	種類 階別	床面積 ㎡	用 途	消 防 用 設 備 等 の 概 要				特殊消防 用設備等 の 概 要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施 設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

[様式第2号\(第4条関係\)](#)

様式第2号(第4条関係)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
 給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
 一般サウナ設備 ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日					
中城北中城消防本部消防長 様					
届出者 住所 氏名 電話					
防 対 象 火 物	所 在 地	電 話			
	名 称	主 要 用 途			
設 置 場 所	用 途	床 面 積	m ²	消防用設備等 又は特殊消防 用 設 備 等	
	構 造	階 層			
届 出 設 備	設 備 の 種 類				
	着 工 (予 定) 年 月 日		竣 工 (予 定) 年 月 日		
	設 備 の 概 要				
	使 用 す る 燃 料 ・ 熱 源 ・ 加 工 液		種 類	使 用 量	
	安 全 装 置				
取 扱 責 任 者 の 職 氏 名					
工 事 施 工 者	住 所		電 話		
	氏 名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入する。
- 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

[様式第3号\(第4条関係\)](#)

様式第3号(第4条関係)

急速充電設備
燃料電池発電設備
発電設備 設置届出書
変電設備
蓄電池設備

年 月 日 中城北中城消防本部消防長 様 届出者 住所 氏名 電話									
防 対 火 象 物	所 在 地	電 話							
	名 称					主要用途			
設 置 場 所	構 造		場 所				床 面 積		
			屋内 (階)、屋外				㎡		
	消防用設備等 又は特殊消防 用 設 備 等				不燃区画	有・無	換気設備	有・無	
届 出 設 備	電 圧	V		全出力又は 定 格 容 量		kW kWh			
	着工(予定) 年 月 日				竣工(予定) 年 月 日				
	設 備 の 概 要		種 別	キュービクル式 (屋内 ・ 屋外) ・ その他					
主任技術者氏名									
工事施行者	住 所	電 話							
	氏 名								
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄							

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 4 全出力又は蓄電池容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電設備にあっては蓄電池容量（定格容量）を記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

[様式第4号\(第4条関係\)](#)

様式第4号(第4条関係)

ネオン管灯設備設置届出書

年 月 日 中城北中城消防本部消防長 様 届出者 住所 氏名 電話				
防 対 火 象 物	所 在 地	電話		
	名 称		用 途	
届 出 設 備	設 備 容 量			
	着工(予定) 年 月 日		竣工(予定) 年 月 日	
	設 備 の 概 要			
工 事 施 工 者	住 所	電話		
	氏 名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。

[様式第5号\(第4条関係\)](#)

様式第5号(第4条関係)

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

年 月 日 中城北中城消防本部消防長 様 届出者 住所 氏名 電話									
設置請負者	住 所		電 話						
	氏 名								
看 視 人	氏 名		他						
設置期間	掲 揚	自		至					
	けい留	自		至					
設 置 目 的									
設置場所	地 名 地 番								
	地上又は屋上の別			用途		立入禁止の方法			
充てん又は作業の方法		日 時				場 所			
		方 法				ガス置場			
構 造	気 球 型				直 径			材 質	
					体 積			厚 さ	
	掲 綱	材 質			太 さ				
	電 飾	電球の定格電圧		灯 数			配線方式	直列・並列	
		電線の種類					断面積		
総 重 量					その他 必 要 事 項				
支 持 方 法	掲 揚								
		けい留							
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄							

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印欄は、記入しないこと。

4 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図(電飾を付設するものに限る。)を添付すること。

[様式第6号\(第5条関係\)](#)

様式第 6 号(第 5 条関係)

火災と紛ぎらわしい煙又は火炎
を発生するおそれのある行為の 届出書

中城北中城消防本部消防長 様		年 月 日	
届出者 住所		電話	
氏名			
発生予定日時	自： 年 月 日 時 分 至： 年 月 日 時 分		
発 生 場 所			
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量			
目 的			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第7号(第5条関係)

煙火 打上げ 届出書
仕掛け

中城北中城消防本部消防長 様		年 月 日	
届出者 住所		電話	
氏名			
打上げ 仕掛け	予定日時	自： 年 月 日 時 分	至： 年 月 日 時 分
打上げ 仕掛け	場 所		
周 囲 の 状 況			
煙 火 の 種 類 及 び 数 量			
目 的			
その他必要な事項			
打上げ・仕掛け に直接従事する 責任者の氏名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- その他必要な事項欄には、消火整備の概要その他参考事項を記入すること。
- 打上げ及び仕掛け場所の略図を添付すること。

[様式第8号\(第5条関係\)](#)

催物開催届出書

中城北中城消防本部消防長 様				年 月 日	
届出者 住所				電話	
氏名					
防 対 象 火 物	所 在 地				
	名 称		本来の目的		
使 用 箇 所	位 置	面 積		客席の構造	
		m ²			
	消防用設備等又は特殊 消 防 設 備 等 の 概 要				
使 用 目 的					
試 用 期 間		開催時間			
収 容 人 員		避難誘導及び消火活動 に従事できる人員			
防火管理者氏名					
そ の 他 必 要 な 事 項					
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄			

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印の欄には、記入しないこと。

4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

様式第9号(第5条関係)

水道 断 減 水届出書

年 月 日 中城北中城消防本部消防長 様 届出者 住所 氏名 電話	
断 減 水 区 域	自： 年 月 日 時 分 至： 年 月 日 時 分
断 減 水 区 域	
工 事 場 所	
理 由	
現 場 責 任 者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 断・減水区域の略図を添付すること。

様式第 10 号(第 5 条関係)

道路工事届出書

年 月 日	
中城北中城消防本部消防長 様	
届出者 住所 氏名	
電話	
工 事 予 定 日 時	自： 年 月 日 時 分 至： 年 月 日 時 分
路 線 及 び 箇 所	
工 事 内 容	
現 場 責 任 者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

4 工事施工区域の略図を添付すること。

様式第 10 号の 2(第 5 条関係)

露店等の開設届出書

年 月 日 中城北中城消防本部消防長 様 届出者 住所 電話 氏名			
開 設 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現場責任者氏名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 11 号(第 6 条関係)

指定洞道等届出書(新規・変更)

中城北中城消防本部消防長 様 届出者 住所 電話 氏名 (法人にあつては、事業所の所在地、名称及び代表者氏名)		年 月 日		
		設置者	法人の名称	
			代表者氏名	
		洞道等の名称		
		設置場所	起 点	
終 点				
経 由 地				
その他必要事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 経路概略図、主要な物件の概要書及び安全管理対策書を添付すること。

[様式第12号\(第7条関係\)](#)

様式第12号(第7条関係)

少量危険物 貯 蔵
指定可燃物 取扱い 届 出 書

年 月 日 中城北中城消防本部消防長 様 届出者 住所 電話 氏名				
貯蔵又は取扱い の 場 所				
類、品名及び最大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
貯蔵又は取扱方 法 の 概 要				
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造及 び 設 置 の 概 要				
消防用設備等又 は特殊消防用設 備 等 の 概 要				
貯蔵又は取扱い の開始予定期日 又 は 期 間				
そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

4 貯蔵又は取扱場所の見取図を添付すること。

様式第 12 号の 2(第 7 条関係)

少量危険物 貯 蔵
指定可燃物 取扱い 廃止届出書

年 月 日 中城北中城消防本部消防長 様 届出者 住所 氏名 電話				
貯蔵又は取扱いの 場 所	所在地			
	名 称			
類、品名及び最大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
貯蔵又は取扱方法 の 概 要				
貯蔵又は取扱いの 場所の位置、構造 及び設置の概要				
消防用設備等又は 特殊消防用設備等 の 概 要				
廃 止 年 月 日	年 月 日			
廃 止 理 由				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

[様式第13号\(第8条関係\)](#)

様式第 13 号(第 8 条関係)

少量危険物
指定可燃物 タンク検査申出書

年 月 日				
中城北中城消防本部消防長 様				
申請者 住所 氏名 電話				
設 置 者	住 所	電 話		
	氏 名			
設 置 場 所				
タンク構造	形 状		容 量	1
	寸 法	長さ	mm	鏡部張出
		幅	mm	内 径
		高さ	mm	
材 質 記 号 及 び 板 厚				
タンクの最大常用圧力		k P a		
検 査 の 種 類				
検 査 希 望 年 月 日				
タンクの製造者 及び製造年月日				
貯蔵所等の完成予定期日				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		手 数 料

備考1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 貯蔵所等を管轄する消防本部以外の行政機関に水張検査又は水圧検査の申請をするときは、設置者の欄、設置場所の欄は記入しないこと。
- 4 上記3の申請をするときは、タンクの構造明細図書を2部添付すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。

[様式第14号\(第8条関係\)](#)

様式第 14 号(第 8 条関係)

少量危険物
指定可燃物 タンク検査済証

(正)

水張又は水圧検査の別				
検査圧力		k P a		
タンク の 構 造	形 状		容 量	l
	寸 法	長さ 幅 高さ	鏡部張出 内 径	
	材質記号及び板厚			
製造者及び製造年月日		年 月 日		
タンク検査番号 第 号 検査年月日 年 月 日 中城北中城消防本部 消防長				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第14号の2(第8条関係)

(副)

少 量 危 険 物			
タ ン ク 検 査 済 証			
検 査 圧 力			kPa
容 量			l
検 査 番 号	第	号	
検 査 年 月 日	年	月	日
中 城 北 中 城 消 防 本 部			

70mm

50mm

- 備考 1 このタンクの検査済証は、金属板とする。
- 2 このタンクの検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。

様式第14号の2(第8条関係)

(副)

指 定 可 燃 物			
タ ン ク 検 査 済 証			
検 査 圧 力			kPa
容 量			l
検 査 番 号	第	号	
検 査 年 月 日	年	月	日
中 城 北 中 城 消 防 本 部			

70mm

50mm

- 備考 1 このタンクの検査済証は、金属板とする。
- 2 このタンクの検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。

様式第15号(第2条の2関係)

指定催しの指定通知書

中北消予第 号
年 月 日

様

中城北中城消防本部
消防長

中城北中城消防組合火災予防条例第42条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催 し の 名 称	
催しの開催期間	

教示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に中城北中城消防本部消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に中城北中城消防組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において中城北中城消防組合を代表する者は組合管理者となる。）。

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に中城北中城消防組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

様式第 16 号(第 2 条の 2 第 2 項関係)

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日

中城北中城消防本部消防長 様

届出者
住所

電話

氏名
(法人の場合は、名称及び代表者)

防火担当者
住所

電話

氏名

別紙のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。

指 定 催 し の 開 催 場 所			
指 定 催 し の 名 称			
開 催 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開始 時 分 終了 時 分
1 日 当 た り の 人 出 予 想 人 員		露店等の数	
使 用 火 気 等	☐ コンロ等の火を使用する器具 ☐ ガソリン等の危険物 ☐ その他()		
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 □印のある欄には、該当の□印にレを付けること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。